

仕 様 書

1. 件 名

国立赤城青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

2. 予定利用者数（年間）

91,707人（月別数の内訳は別紙1のとおり）

3. 販売数量（年間見込）

約23,900本

4-1. 機種区分、設置台数及び設置図面

別紙2-1、3-1のとおり

4-2. 設置台数及び設置場所の変更希望

別紙2-2、3-2のとおり

5. 履行場所

所在地： 群馬県前橋市富士見町赤城山27

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家

6. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

7. 設置条件

(1) 設置期間

自動販売機の設置期間は、事業委託契約期間とする。

(2) 商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者と受注者協議の上決めるものとする。

②商品・つり銭の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。

(3) 使用済容器等の回収及びリサイクル

①自動販売機に併設して販売商品の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

②使用済容器等の回収は回収ボックスが溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるものとする。

③使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(3) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、受注者が行うものとする。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。

③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(4) 自動販売機について

- ①設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号（グリーン購入法））」に定める基準を満たした機械を設置すること。
- ②設置する自動販売機は、設置場所の状況に応じ、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じ、併せて耐震対策を施すこと。
- ③青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(5) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、原則として通常販売価格を上限とする。

(6) 売上金の帰属

自動販売機による売上金は、受注者に帰属するものとする。

(7) 手数料等

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、販売手数料及び電気使用料を発注者に納めるものとする。
- ②自動販売機設置等に伴う不動産貸付料は無償とする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。
- ④電気使用料は、発注者が自動販売機の年間消費電力量から1か月あたりの電気料金を算出し、四半期に一度、受注者に請求するものとする。

(8) 売上報告

受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

(9) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

8. 経費等の負担

(1) 受注者が負担する費用

- ①自動販売機の設置、交換、撤去及びメンテナンスに係る費用
- ②自動販売機の光熱水費
- ③使用済容器等の廃棄物処理費用
- ④本運營業務に係る人件費
- ⑤その他本運營業務に関して必要な費用

(2) 発注者が負担する費用

- ①自動販売機を設置する土地及び建物並びに附帯設備の維持管理費

9. その他

①受注者は、契約の終了等により国立赤城青少年交流の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に受注者が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては、発注者・受注者間で協議の上決定するものとする。

②この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。